

第3次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画について

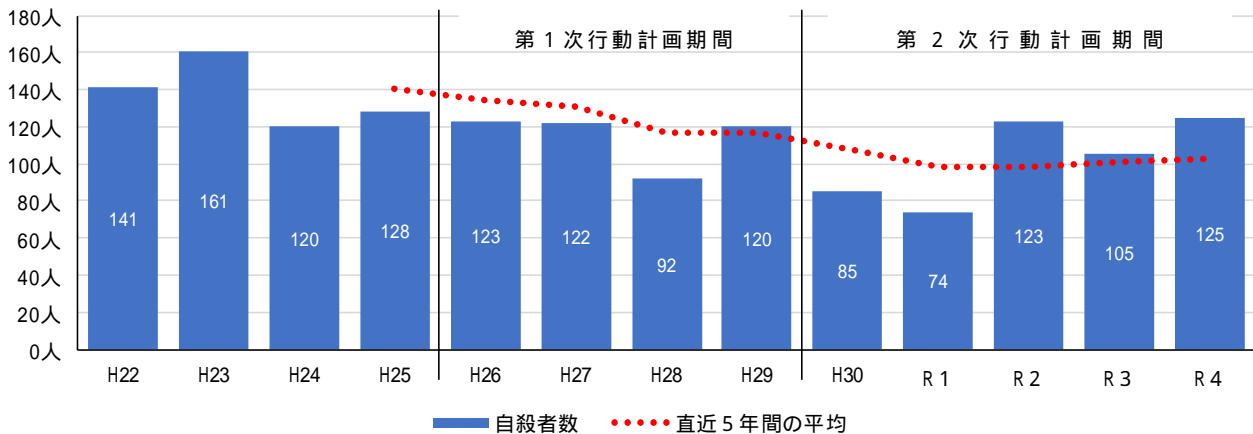
第3次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画（以下「第3次行動計画」という。）は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）及び相模原市自殺対策基本条例（平成25年相模原市条例第25号。以下「市条例」という。）に基づく法定計画で、令和4年10月に閣議決定された国の自殺総合対策大綱や本市の関連計画と整合を図りながら見直しを行うものです。

国の自殺総合対策大綱はおおむね5年で見直しが行われることから、第3次行動計画の計画期間は令和6年度から令和10年度の5年間とします。

1 相模原市の自殺者の状況

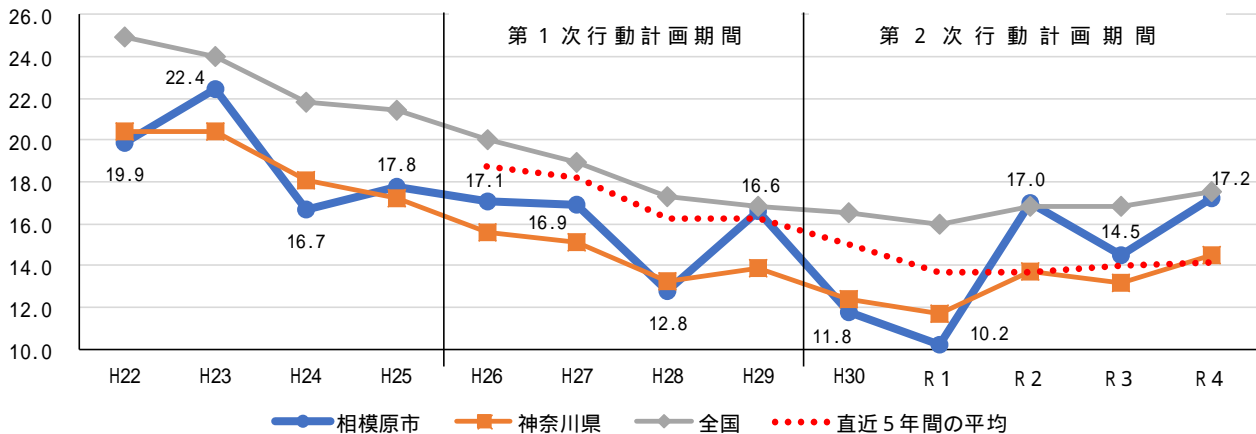
行動計画策定以降、各年の増減はあるものの、市民、地域などと一丸となって取り組んできた結果、自殺者数は減少傾向となっていました。令和2年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響もあり、令和元年に比べ49人増加の123人となりました。令和3年は105人、令和4年は125人と100人を超える尊い命が失われており、非常事態は続いています。

本市の自殺者数の推移



人口10万人当たりの自殺者数を表す自殺死亡率も、行動計画策定以降、おおむね低下傾向となっていました。令和2年はコロナ禍の影響などで自殺者数が増加したこともあり、17.0まで上昇しました。令和3年は14.5、令和4年は17.2となっており、第2次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画（以下「第2次行動計画」という。）の目標値である「令和4年に12.5以下」は達成できておらず、引き続き、市民や地域などと一丸となって取組を推進していく必要があります。

自殺死亡率の推移（全国、神奈川県、相模原市）



第3次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画について

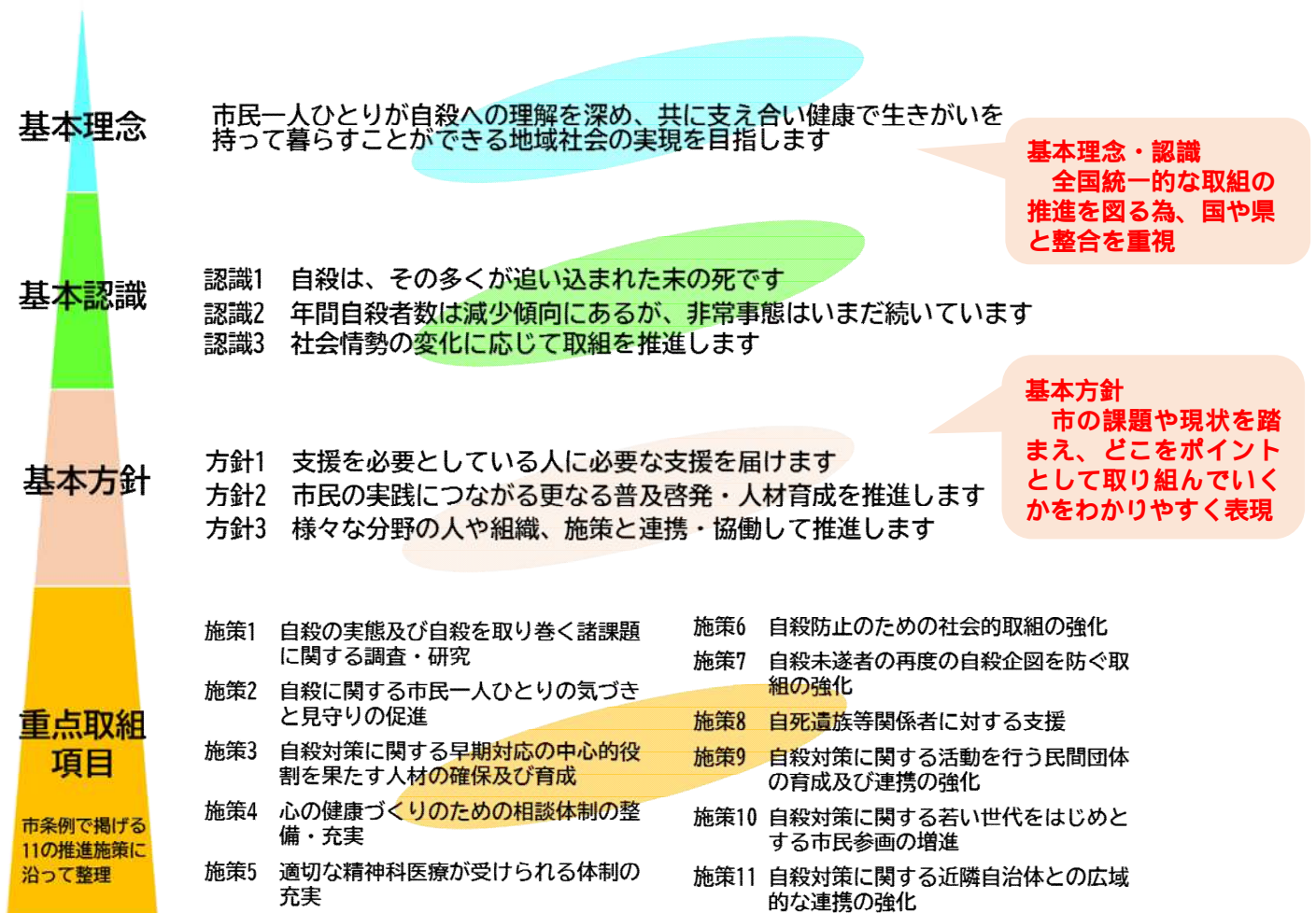
2 見直しのポイント

国はこれまでの取組に一定の効果があつたと評価するとともに、今後5年間で次の項目の取組を強化します。

本市においても、令和4年10月に閣議決定された国の自殺総合対策大綱や県のかながわ自殺対策計画、これまでの取組経過を踏まえ、基本理念、基本認識・方針等を設定します。なお、取組は第2次行動計画同様、市条例で掲げる11の推進施策に沿って整理をしました。

- 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
- 女性に対する支援の強化
- 地域自殺対策の取組強化
- 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

第3次行動計画の基本理念・基本認識・基本方針及び重点取組項目



第3次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画について

3 目標値

第2次行動計画の目標が未達成であることや国の目標値等を踏まえ、令和10年に自殺死亡率を11.8以下（平成27年比30%以上減）を目標値として設定します。

また、進行管理のため、基本方針ごとに評価指標を設定します。

第3次行動計画の目標値及び評価指標

評価項目	基準値	目標値
目標値 自殺死亡率 人口10万人当たりの自殺者数	16.9 (平成27年)	11.8以下 (令和10年)
評価指標		
方針1：リブちゃんネルの年間閲覧数	101,012件	115,000件
方針2：市が実施したゲートキーパー養成者数	8,725人	12,000人
方針3：市民の精神疾患等に関する相談窓口の認知割合	57.1% (令和4年度)	60.5% (令和10年度)

4 具体的な取組内容

国はこれまでの取組に一定の効果があったと評価していることから、本市においてもこれまでの取組を継続するとともに、子ども・若者を中心とした新たな取組を追加します。

新たに追加した主な取組

重点取組項目	取組名	取組概要
施策2 自殺に関する市民一人ひとりの気づきと見守りの促進	心のサポーター養成事業	うつ病などの心の病気を学び、心の不調に悩む人をサポートする「心のサポーター」を神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市の4県市協調により養成します。
施策6 自殺防止のための社会的取組の強化	犯罪被害者等支援事業	相模原市犯罪被害者等支援条例（令和5年相模原市条例第11号）に基づき、犯罪被害に遭いお困りの方に対し、被害後に直面する様々な問題について相談を受け、情報提供や各種支援を実施します。
施策10 自殺対策に関する若い世代をはじめとする市民参画の増進	いじめ防止強化月間における取組	いじめ防止啓発ポスターやリーフレットの配布、クリアファイルの配布等、いじめ防止の啓発活動を実施します。